

(1) 計画策定の趣旨

(2) 計画の位置づけ

(3) 計画期間

(4) 計画の推進体制

ど

な

き

体系的推進のための取組の方向

① 各ライフステージでの体系的な実施

② 消費者の特性・場の特性に応じた配慮

③ 消費者教育を行う多様な主体の連携・協働

④ 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携

◎ 県が重点的に取り組むテーマ

1 高校生・大学生を中心とした若年者
に対する消費者教育の推進

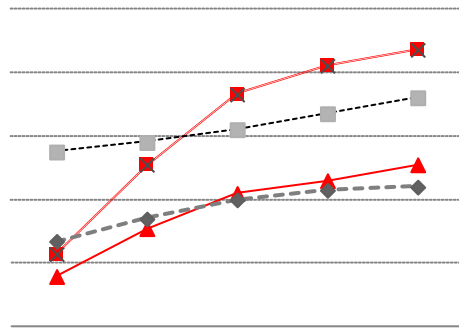
2 地域一体となった高齢者の消費者
被害の防止

3 消費者教育の担い手育成

消費生活相談の状況

ツ トネ け ・ トネ け に

	19歳以下	20歳代
1	デジタルコンテンツ (59.9%)	デジタルコンテンツ (19.4%)
2	テレビ放送サービス (3.6%)	不動産貸借 (10.9%)
3	携帯電話サービス (2.2%)	(9.0%)



- インターネットを使った消費トラブルへの対応強化
- 高齢者への情報提供・注意喚起の徹底

消費生活に関する県民意識

ら
け め
ネ とによ に

つじ け きつ

- 消費者市民社会の意義についての理解促進
- 実践的な消費者教育の実施

(1) 様々な場における消費者教育の実施

① 小・中・高等学校等

② 大学・専門学校等

③ 地域社会

④ 家庭

⑤ 職域

(2) 消費者教育の担い手育成

(1) 市町村消費者教育推進への支援

(2) 地域における関係機関の連携への支援